

対象者		終末処理場を有する公共下水道の使用者			現に終末処理場を有しない公共下水道の使用者		
		特定施設の設置者		特定施設を設置していない者			
項目		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満				
生活環境項目等	1	温度	45未満 (40未満)	45未満 (40未満)	45未満 (40未満)	45未満	
	2	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満	
	3	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	—	
	4	浮遊物質(SS)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	—	
	5	イ ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5以下	5以下	5以下	5以下	
		ロ ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30以下 10 { 5 } 以下	10 { 5 } 以下	10 { 5 } 以下	30以下	
	6	(※) 窒素含有量	120未満	—	—	—	
	7	(※) 燐含有量	16未満	—	—	—	
8	沃素消費量	220未満	220未満	220未満	220未満		
健康項目	9	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下	—	
	10	シアン化合物	1以下	1以下	1以下	—	
	11	有機磷化合物	0.2以下	0.2以下	0.2以下	—	
	12	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	
	13	六価クロム化合物	0.5以下	0.5以下	0.5以下	—	
	14	砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	
	15	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	0.005以下	0.005以下	—	
	16	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—	
	17	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下	—	
	18	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	
	19	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	
	20	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下	—	
	21	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下	—	
	22	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下	—	
	23	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下	—	
	24	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下	—	
	25	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下	—	
	26	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下	—	
	27	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下	—	
	28	テトラメチルチウラムジスルフイト(別名チウラム)	0.06以下	0.06以下	0.06以下	—	
	29	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)	0.03以下	0.03以下	0.03以下	—	
	30	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	—	
	31	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	
	32	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	
	33	ほう素及びその化合物	230[10]以下	230[10]以下	230[10]以下	—	
	34	ふっ素及びその化合物	15[8]以下	15[8]以下	15[8]以下	—	
	35	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下	—	
	環境6項目	36	フェノール類	0.5以下	0.5以下	0.5以下	—
		37	銅及びその化合物	3 { 1 } 以下	3 { 1 } 以下	3 { 1 } 以下	—
38		亜鉛及びその化合物	2 { 1 } 以下	2 { 1 } 以下	2 { 1 } 以下	—	
39		鉄及びその化合物(溶解性)	10 { 3 } 以下	10 { 3 } 以下	10 { 3 } 以下	—	
40		マンガン及びその化合物(溶解性)	1以下	1以下	1以下	—	
41		クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下	—	
42		ダイオキシン類	10以下	10以下	10以下	—	
43	ニッケル及びその化合物	1以下	1以下	1以下	—		

(備考) 1 単位は温度(°C)、pH(指数)、ダイオキシン(pg-TEQ/L)を除きすべて(mg/L)である。
 2 黄色内は排除の制限に係る水質基準を示す。ただし、追浜及び西処理区域内で昭和46年11月1日以後に設置された特定事業場にかかる37、38、39の基準値は〔 〕内の値となる。
 3 白色内は除害施設の設置等の義務に係る水質基準を示す。ただし、追浜及び西処理区域内の事業場に係る5-ロ、37、38、39の基準値は〔 〕内の値となる。
 4 表中1、2、3、4に係る()内の数値は、追浜処理区に排出する製造業、ガス供給業に適用する。
 5 表中33、34の基準値については、西処理区域内の事業場は〔 〕内の値を適用する。
 6 緑色内は、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設の設置者についてのみ、排除の制限に係る水質基準となる。
 7 (※)表中、6、7の基準値は下町及び追浜処理区域内の事業場に適用する。